

公益財団法人島財団 海外留学奨学金給付事業

募 集 要 項

1 趣 旨	和歌山県内の高等学校等*1を卒業又は修了し、海外の大学*2に進学する意欲的な者に対し奨学援助を行うことにより、国際社会に貢献できる有用な人材を育成し、和歌山県の教育の発展・充実に寄与する。 ※1 高等学校等とは高等専門学校第3学年の課程を含む。 ※2 海外の大学とは諸外国に所在する大学をいう。
2 対 象 者	海外にある大学、短期大学で学位を取得するために留学する者 (2年制大学から4年制大学への編入も対象とします。)
3 応 募 資 格	次の全ての要件を満たす者としてします。 1 和歌山県内の高等学校等を2023年度に卒業若しくは修了見込の者、又は応募締切時において卒業若しくは修了後2年以内の者 2 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者 3 2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日)に留学を開始する者 4 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
4 募 集 人 数	3名程度
5 給付・貸与の別	給付(特別な場合を除いて返済の義務はありません。)
6 奨 学 金	月額15万円程度及び往復渡航費の一部 原則として3か月ごとに、本人名義の日本国内の銀行口座に振込みます。
7 給 付 期 間	原則最長4年間 (学位取得のために定められた修業期間を限度とします。)
8 併 給	可(他の奨学金、助成金等を受給していても応募可能です。)
9 応 募 方 法	応募書類一式を、当財団宛に郵送にて提出して下さい。 応募書類の所定様式は、当財団ホームページよりダウンロードして下さい。
10 応 募 書 類	1 奨学金申請書(所定様式) 2 留学計画書(所定様式) 3 自己推薦書(所定様式) 4 学校推薦書(所定様式) 5 高等学校等の卒業(見込み)証明書又は修了(見込み)証明書 6 留学先で使用する言語の語学能力を証明する書類 7 留学先大学の概要がわかる資料 〈注意〉応募書類は返却しないものとします。なお、個人情報については厳正に管理し、奨学生の選考以外には使用しません。
11 応募受付期間	2023年9月1日(金)から2023年11月30日(木) (11月末日の消印有効)

補足事項

■海外の大学とは諸外国に所在する大学であり、海外の大学の日本校への進学は募集対象外です。

■次の場合、奨学金給付開始前までに必要な手続きをして下さい。

- 高校を卒業して在職している⇒退職する必要あり
- 2024年度日本の大学へ出願している⇒その大学を入学辞退をする必要あり
- 日本の大学に入学している⇒その大学を退学する必要あり

■奨学金の月額15万円は渡航日からではなく、授業開始日から給付を開始します。

■往復渡航費は60万円を上限に支給します。

◆応募時点において、留学先大学が求める語学力が満たされていなくても応募できます。

■所定様式は全てA4判サイズで作成して下さい。

■留学申請書、留学計画書をパソコンで作成する場合、文字サイズは10ポイント以上に設定して下さい。

■留学計画書、自己推薦書は申請者が自筆で記入して下さい。

■6語学能力を証明する書類とは英検、IELTS、TOEFL、CEFR、又は指導教員等の証明書(所定様式)などをいう。

■7概要がわかる資料とは、留学先大学のホームページなどで特色がわかる部分を印刷し提出して下さい。(和訳も併せて貼付すること。)

12 選考方法	<p>当財団の選考委員会において、下記選考を行い選考内定者を決定します。</p> <p>○一次選考(書類審査) 選考結果を2024年1月中旬を目途に通知します。</p> <p>○二次選考(面接審査) 一次選考通過者に対し2024年2月上旬に二次選考を行います。</p>	
13 採否の通知等	<p>採否の結果は、2月下旬を目途に通知いたします。選考審査終了後の選考経緯・理由についての問い合わせには応じかねますのでご了承ください。</p> <p>選考内定者が、志望留学先大学に合格し、留学が決定したときをもって、奨学金給付の決定とします。</p>	
14 奨学生の責務	<p>[留学前] 留学先大学の入学許可書等を当財団に提出すること。</p> <p>[留学中] 1 奨学金受領の際(3か月ごと)に近況報告及び毎学期終了後に成績に関する報告を当財団にすること。 2 次に該当した場合は、直ちにその旨を当財団に報告すること。 (1) 休学、転学及び退学したとき (2) 停学、その他の処分を受けたとき (3) 留年又は卒業延期の懸念が生じたとき</p> <p>[留学終了後] 30日以内に以下の書類を当財団に提出すること。所定様式は、当財団ホームページよりダウンロードして下さい。 1 留学成果報告書(所定様式) 2 学位記の写し</p>	<p>◆入学許可書等は、応募時に発行されていなくても、応募できます。</p> <p>■近況報告及び留学成果報告書については、匿名で当財団ホームページに掲載する場合があります。</p>
15 その他	<p>次のような場合は原則奨学金を給付しないものとします。(既に給付されている場合には返還していただきます。)</p> <p>1 奨学生の責務を怠った場合 2 海外の大学、短期大学を修了しなかった場合 3 当財団が不適当とみなす事態が発生した場合</p>	<p>■不適当とみなす事態とは例えば次のような場合をいう。</p> <p>○応募書類の記載事項に虚偽が発見された場合 ○反社会的行為や素行不良が認められた場合</p>

ご応募・問い合わせ先

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ4階

公益財団法人島財団

TEL:073-488-6300 FAX:073-488-6020

E-mail:info@shimazaidan.or.jp

URL:https://shimazaidan.or.jp/